

屋外広告物設置には許可が必要です

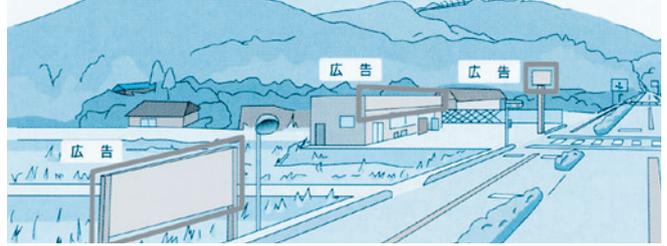
■問い合わせ

佐賀土木事務所 管理課 ☎24-4346
都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

佐賀県では県民共有の財産である美しい景観をより良いものにして子どもたちに残すため、美しい景観づくりに取り組んでいます。

○屋外に広告物を設置する場合には許可が必要です

お店の看板や案内板などの屋外広告物は有効な情報提供の手段ですが、規制されないまま設置されると、無秩序な状態となり、美しい景観を損なうほか、老朽化による倒壊などのおそれがあります。そこで、佐賀県屋外広告物条例により、広告物を設置する場合には、許可が必要となっています。



○未申請分を調査・指導しています

平成22年4月から改正条例を施行していますが、これ以前に設置されていた屋外広告物については、平成25年3月末まで猶予期間がありました。現在も未申請分については、佐賀県で調査をし、届出をしていただくように指導を続けています。

「佐賀県屋外広告物条例」重要ポイント

■県全域が規制の対象となりました

広告物を表示できない禁止区域以外は、表示する際に知事の許可が必要となる許可区域となりました。

■自家用広告物も規制対象です

「自家用広告物」とは、自己の店舗や事業所などの敷地内に、店名や営業内容などを表示する広告物のことです。小規模なものを除き、広告物の表示には知事の許可が必要となります。



美しい景観づくりは、県や市町など行政の取り組みだけでは達成できるものではありません。広告主の方々をはじめとした、県民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

平成25年度 たく市民大学

ゆい工房講座 受講生を募集します

■問い合わせ・申し込み

公益財団法人 孔子の里 ☎75-5112



▲みなさん、時間を忘れて頑張っています！
(エコクラフト教室)

今年度のゆい工房は6月から開講し、たくさんの方が受講され、学ばれ、楽しんで実感されています。
今月は「めざせ！オシャレ日本酒女子♪」講座や「陶芸教室〜自分だけのランブシェード〜」講座など、まだまだたくさんの方の講座をご用意しています。詳しくは公益財団法人孔子の里まで問い合わせください。

■申込方法
「たく市民大学ゆい工房受講申込書」(チラシ参照)に必要事項を記入のうえ、受講料、材料代を添えて、孔子の里へご持参または郵送で申し込みください。先着順にて受け付けます。

| 講座名 | 開講日 | 時間 | 回数 | 受講料 | 材料代 |
|------------------------|--|---------|----|--------|--------|
| めざせ！オシャレ日本酒女子♪ | 9月21日(土) | 14時～16時 | 1 | 1,000円 | 1,500円 |
| 陶芸教室 ～自分だけのランブシェード～ | 9月28日(土)、10月5日(土)、 10月12日(土)、10月19日(土) | | 4 | 4,000円 | 6,000円 |
| 岸川まんじゅう屋さん | 10月3日(休) | 10時～12時 | 1 | 2,000円 | 受講料に含む |
| 大道芸ってなに？(後期) | 10月5日(土)、10月12日(土) | 13時～15時 | 2 | 1,500円 | 1,500円 |
| パン屋さん | 10月12日(土)、11月9日(土)、 12月14日(土)、平成26年1月11日(土) | 10時～12時 | 4 | 4,000円 | 4,500円 |
| ガーデニング教室(後期) | 11月9日(土)、平成26年3月8日(土) | 10時～12時 | 2 | 2,000円 | 4,000円 |
| こんにゃく屋さん | 11月9日(土) | 9時～12時 | 1 | 2,000円 | 受講料に含む |
| 年越しそばづくり | 12月17日(火) | 10時～12時 | 1 | 3,000円 | 受講料に含む |
| 一から始める韓国語 | 平成26年1月14日(火)、1月28日(火)、 2月18日(火)、2月25日(火)、 3月11日(火)、3月25日(火) | 18時～19時 | 6 | 3,000円 | 受講料に含む |
| 「韓国料理」に挑戦しよう | 平成26年1月14日(火)、2月18日(火)、 3月11日(火) | 10時～12時 | 3 | 3,000円 | 1,500円 |
| お花見セットづくり | 平成26年3月15日(土) | | 1 | 2,000円 | 受講料に含む |